

インターネットによる事前教示照会の 取扱いの変更について

H25.4.1～実施

(財関第222号 H25.3.12)

変更の主なポイント

インターネットによる照会のうち、一定の条件(※)を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受取ることができるようになります。

《(※)①～④全ての条件を満たすものが対象》

- ①インターネット用の様式(C第1000号-13(関税分類)又はC第1000号-16(原産地))に押印又は署名し、画像情報(PDF等)とした照会であること
- ②具体的な(架空の貨物でない)照会であること
- ③サンプル及び追加資料の提出等が不要であること
- ④関税分類の一つの細分又は一つの原産地に確定した文書回答が可能と認められること

なお、回答書は、郵送又は照会者が希望する税関官署(日本全国可能)で受取ることができます。

- ・現行の、口頭による照会と同様の取扱いも、引き続きご利用できます。
- ・税関ホームページの分類事例も充実しておりますので、ご利用ください。

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm